



政府からのお知らせ

みなさまのための

生 活

再建ハンドブック

〈平成23年11月30日発行〉

第3次補正予算（11月21日成立）に

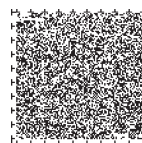
盛り込まれた項目を追加しました。



vol. **4** 生活再建版

ご自由にお持ち帰りください。

事業再建ハンドブックもあわせてご活用ください。



※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。

おかねのこと

**居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に
被災者生活再建支援金を支給しています**

→1次補正 **520億円**

→2次補正 **3,000億円**

災害により居住する住宅が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

- 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金 **全壊など:100万円 大規模半壊:50万円**

加算支援金 **建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円**

※基礎支援金のみを先に申請することも可能です。

※再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。

※郵送で申請することも可能です。

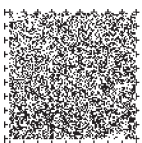
※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- 被災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です



お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)